

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） キャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと）</p> <p>・ 特例措置の内容 職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック（仮称）等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第11項</p>		
減収見込額	[初年度]	（ 精査中 ）	[平年度] （ 精査中 ） （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>○ キャリアコンサルティングの推進により、労働者の職業生活の設計及び職業生活設計等に基づく適職の選択及び職業能力開発を推進する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>○ 産業構造の変化が加速する中、労働者の職業能力の開発及び向上を進めることが重要となっており、適切な職業訓練の選択や本人の経験や能力の棚卸しを行うためのキャリアコンサルティングの必要性が高まっている。また、労働者の価値観や働き方の多様化等により、労働者の職場定着等を図る観点から、企業におけるキャリアコンサルティングの必要性も高まっている。</p> <p>○ こうした中、キャリアコンサルティングを法律上位置づける「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しているところ。</p> <p>○ このように、キャリアコンサルティングを受けることは、職務に直接必要なものとなっていることから、特定支出控除の対象とし、給与所得の必要経費として控除することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標V) 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること (施策大目標2) 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること (施策目標2-1) 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	キャリアコンサルティングを特定支出控除の対象に追加することにより、働く者の職業生活を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をするという政策目標の達成に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○キャリア形成促進助成金(247億円(平成28年度概算要求)) ・職業訓練等を行う実施する事業主等に対し、訓練経費や訓練中の賃金を助成 ・キャリアコンサルティング制度の導入等を行った事業主等に対し一定額を助成 ○キャリアコンサルティング普及促進事業(2.1億円(平成28年度概算要求)) 企業の導入支援としての導入マニュアルの作成や、キャリアコンサルティングの資質の向上等に向けた事業を実施
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、主に事業主に対し、キャリアコンサルティングの体制整備に関する経費や職業訓練の前に行うキャリアコンサルティング経費の一部を助成するものであり、要望項目は労働者のキャリアコンサルティングに係る費用の自己負担額について、特定支出控除の対象とするもの。
	要望の措置の妥当性	○予算措置等は事業主に対する支援であるとともに、現行の特定支出控除の対象としては、業務に直接必要な資格の取得や業務に直接必要な技術や知識を得ることを目的とした研修の受講に要する費用は認められている。 ○キャリアコンサルティングも業務に直接必要なものであると考えられ、特定支出控除の対象とし、給与所得の必要経費として控除することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—